

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：中津川市上水道事業会計

事業名	中津川市上水道事業		
事業開始年月日	昭和26年2月13日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	中津川市	職員数※(H19. 4. 1現在)	14人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	84円（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	1220（18年度）
累積欠損金（百万円）	162（18年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数※	0.496（18年度）
資金不足比率（％）		実質公債費比率※（％）	20.8（19年度）
		経常収支比率※（％）	89.3（18年度）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年2月13日 合併前市町村：中津川市、福岡町、坂下町、付知町、蛭川村、加子母村、川上村、山口村] 合併により旧福岡町の上水道事業を譲り受け、中津川市上水道事業に事業統合し上水道事業会計とし経営している。今後、組織的には拠点化をはかり今後料金システム等の統合などにより事務の合理化と料金改定を含む経営の健全化を目指していく。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	中津川市市長 大山耕二
既存計画との関係	集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	広報、中津川市HP、議会への説明
基本方針	<p>水道事業は、安全、安定、低廉な水道水の供給を常時確保していくことを使命とし運営している。中津川市の上水道事業は昭和29年共用を開始して以降、水道施設の老朽化、経年劣化などによる施設の更新時期に来ている。その中で水道供給を行っていく上では計画的な施設の更新計画を立て更新をしていく。</p> <p>公営企業は独立採算を基本とし、経費の削減人件費の抑制等事業の効率化を前提とし、健全経営が行われるよう料金改定を含め料金収入を確保していく。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	256	84	340
	補償金免除額	0	64	11	75
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		14		14

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	0	256,440	83,854	340,294
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	256,440	83,854	340,294
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	256,440	83,854	340,294

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債				0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債		8,823		8,823
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	8,823	0	8,823
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	8,823	0	8,823

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>市町村合併により旧中津川市と旧福岡町の上水道を事業統合し中津川市上水道となったが、旧福岡町の経営形態が毎年2000万円程度の赤字になる形態であり、経常収支比率は類似団体（106.38%）と比べると平成17年度決算で99.37%であり、7.01ポイントの減小となっている。</p> <p>また企業債元金対減価償却比率は45.71%と類似団体（72.72%）に比べ25.01ポイント少なくなっており、建設費に対しての企業債元金の償還が進んでいることを示している。</p> <p>これにより資本費は81.84円となり類似団体（110.04円）に比べ28.20円少なくなっている。</p> <p>しかし供給単価と給水原価の差額は-3.72円と類似団体（-1.58円）と比べ2.14円多く原価回収が進んでいないことが伺える。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 維持管理等節減合理化</p> <p>事業の合理化を進める上で維持管理経費の節減は欠かせないものであり、上下水道システムの統合、施設維持管理の拠点化等により自然増加している給水件数に対し比例して増加しないよう節減に勤める必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 給与水準・定員管理の適正化</p> <p>現在中津川市本庁と福岡総合事務所にいる職員14名にて事業経営しているが、今後上下水道システムの統合等により、平成22年までに2名の定員を減少予定であるが、サービス水準を落とさないため効率的な業務運営が必要となってくる。</p>
	<p>課 題 ③ 有収率の向上</p> <p>有収率について中津川市は平成17年度決算で86.42%と類似団体（87.33%）と比べ0.91ポイント劣っている。当市は県水受水をしており有収率の向上が受水費の削減にもつながるため、今後90%目指し漏水調査等行っていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 施設の更新</p> <p>昭和29年からの施設について老朽化、経年劣化等の更新が必要となっており、下水道事業に伴い更新をするなど工事費の軽減を図っていくことと、耐震対策等を行い安全で安心な水道水の供給を行っていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤ 料金水準の適正化</p> <p>市町村合併時の調整項目として積み残しの課題であるとともに、施設の更新や現状の累積欠損金の解消、安全、安心な水道水の供給を行っていくため上記の経費節減を行い、健全経営を維持するため不足する部分について料金の改定を行っていく必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	99.4	98.6	99.1	98.5	92.4	88.9	95.4	104.6	105.3	106.6	
総収支比率(法適用)	(%)	101.9	100.8	102.0	99.4	93.2	89.7	96.1	105.3	106.0	107.3	
経常収支比率(法適用)	(%)	101.9	100.8	102.0	99.4	93.2	89.7	96.1	105.3	106.0	107.3	
営業収支比率(法適用)	(%)	110.2	107.6	106.9	105.2	97.8	93.9	99.7	108.1	108.3	109.5	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	6.9	6.5	6.7	7.3	14.6	26.0	27.6	20.1	14.3	7.4	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち基準内繰入金	(%)	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち基準外繰入金	(%)	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分	(%)	2.1	3.1	0.5	1.0	0.6	1.9	2.8	0.6	2.7	2.8
	うち基準内繰入金	(%)	2.1	3.1	0.5	1.0	0.6	1.9	2.8	0.6	2.7	2.8
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>上水道事業は公営企業法を適用しており、原則独立採算が取れる事業として経営していかなければならない。水道料金については水道利用者の公平な負担と、水道事業の健全な経営が図られるよう総括原価に見合う料金収入を確保できるよう適性に定めなければならない。</p> <p>水道料金については市町村合併時に調整項目としてあがっており、現在旧料金のままになっており、今年度上下水道経営審議会に料金調整の諮問をしていく予定である。</p> <p>平成18年度決算においては、162百万の累積欠損金を有しており、この欠損金の解消を含み経費の節減、事務の効率化等を進め、不足する原価に見合う料金改定をしていく予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	今後消火栓の設置等繰入基準に基づき繰入を確保していく予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	水道事業については、昭和29年度供用開始しており、施設の更新や耐震化等計画的に整備をしていく。また、水道の安全、安定的で長期的には経済的な自己水源から県水受水への切替に伴う、配水池整備等を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	【課題②】市の定員管理計画としては、合併協議における新市建設計画に合併後10年を目途に医療機関(病院事業)を除く新市の職員数を850人とすることが定められているが、中津川市集中改革プラン(期間はH18.4.1からH23.4.1まで)においてこの計画を前倒し、病院事業を除く職員数を1,039人(H18.4.1)から850人(H23.4.1)へ189人削減(18.2%減)する計画であり、上水道事業では14人を12人(14.3%減)とする予定である。行政評価による事務のムダを省くとともに職員力とチーム力をアップ、職員の採用を凍結、嘱託職員の活用を行う。 また、23年以降も職員の増加は見込まない予定である。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	【課題②】地域手当は民間賃金が高い地域に派遣された職員以外は支給していない。今後も支給しない。給与カーブの見直しにより中高年齢層の給料水準を7%引き下げ、年功的に上昇する給与を抑制する。 人事評価制度を本格導入し、勤務成績を昇給に反映させる。 平成19年度に特殊手当の妥当性について見直しを検討中である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	今年度中に取り組み方針を策定し、公表をする予定である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	【課題②】退職時特昇は行っていない。今後も行わない。平成18年度から退職手当については、国の見直しと同様支給月額、計算方法の見直しを行っている。退職手当については、平成18年度に見直し済み。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員の共済制度は地方公務員共済組合法に基づいて行っており、任意補助(職員互助会補助など)は行っていない。今後も行わない。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	【課題①】職員の事務改善提案を活発化し、業務を簡素化する。市民に身近な事柄については市民力を借りる。委託料は職員自らが行う場合と比較し有利な方法を選択する。土地等の借上価格は地価や民間価格と比べ妥当なものか、また借上と買取の将来にわたる費用比較を行いどちらが有利か検討する。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	【課題①】浄水場の維持管理委託の継続や、検針員の委託の継続、受付料金関係の外部委託の検討等をおこなっていく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>【課題⑤】市町村合併の調整事項であり、今後の施設更新等に伴う適正な料金を確保していくため、上下水道経営審議会を平成19年度に開催し、料金調整を行っていく。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>上下水道経営審議会等を利用し、経営に関する情報の公開を随時行っていく。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>平成11年度から職員自らが行政評価を行う内部評価に取り組んでおり、さらに平成17年度からは「市民による行政評価委員会」を設置し、市民の視点、民間的な経営感覚による事務事業の評価(外部評価)を実施している。今後は事業の方向性や改善方法の提言を受けてさらなる見直しを行う。</p>
5 その他	<p>【課題③】受水費の軽減につながる有収率の向上については、夜間最低水量等の監視により配水区ごとに漏水調査を行い、投資効果が上がるよう計画的に行っていく。</p> <p>【課題④】安心安全な水道水供給のため、下水道事業の事業予定等も踏まえ計画的な管渠の更新や基幹的な施設の耐震対策を行っていく。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	【課題②】上下水道システム統合や施設の維持管理の共有化等を行い、給水サービスの低下を極力抑さえ平成22年度までに2名の職員減を目標とする。平成20年度に1名の減、平成21年度に1名で500万円の減を目標とする。
2 経営効率化による維持管理経費の削減	【課題①】維持管理費等適切な管理による経費の節減や施設の拠点化、上下水道システムの統合（委託料賃借料等年間200万円の減）など合理的な経営、薬品一括購入（100万円の減）などによる経費の削減、また民間委託の推進による施設管理、事務事業の低コスト化などにより経費の節減を図っていく。
3 未収金の収納対策による収入の確保	水道料金滞納者における給水停止の履行等公平な水道料金の負担で収納率を上げ収入の確保を図る。滞納者への督促・催告・給水停止予告・執行により月100万円×
4 工事工法の見直しによる経費の削減	水道配水管布設工事等による掘削深を縮める、管路網の縮小等により工事費を抑制する。関連工事費の1%相当を目標とする。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1						0						0
3	未収金の徴収対策		1	2	2	4		16	16	16	16	16	16
	改善額		1	1	1	3	6	12	12	12	12	12	60
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)						0						0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)						0						0
	その他()												
	改善額						0						0
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化			91	96	97		101	98	92	92	92	
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額						0	-4	-1	5	5	5	10
	給与水準												
	改善額						0						0
	その他(職員減)												
	改善額						0	-4	-1	5	5	5	10
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	13	13	14	14	14		14	13	12	12	12	
	増減数(人)	0	0	1	0	0	1	0	-1	-1	0	0	-2
2	維持管理費等(※7)統合・薬品一括購入				10	7		4	4	4	4	4	
	改善額(適正化)				3	3	6	3	3	3	3	3	15
4	工事コスト※2	263	486	462	350	243		256	250	495	434	380	
	改善額(縮減額)	3	5	5	4	2	19	3	3	5	5	4	20
	その他()												
	改善額						0						0
	累積欠損金比率	6.9	6.5	6.7	7.3	14.6		26.0	27.6	20.1	14.3	7.4	
	増減		-0.4	0.1	0.6	7.3		11.5	13.1	5.5	-0.2	-7.1	
	企業債現在高	1,422	1,286	1,413	1,333	1,220		1,126	1,039	1,238	1,161	1,088	
	増減		-136	127	-80	-113		-94	-87	199	-77	-73	
	計画前5年間改善額 合計						31						105
	改善額 合計												105
	(参考) 補償金免除額												75

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	58,004	58,186	57,960	58,043	57,802	57,800	57,800	57,800	57,800	57,800
年間総有収水量(千m ³)	6,456	6,327	6,499	6,586	6,570	6,577	6,583	6,590	6,596	6,603
公称施設能力(m ³ /日)	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300
1日最大配水量(m ³ /日)	23,124	22,819	23,195	23,435	25,319	25,344	25,370	25,395	25,420	25,446
最大稼働率(%)	71.6	70.6	71.8	72.6	78.4	78.5	78.5	78.6	78.7	78.8
供給単価(円/m ³)	163.2	167.7	167.3	167.4	168.4	169.1	186.9	205.2	206.0	206.8
給水原価(円/m ³)	164.2	170.1	168.8	169.9	182.2	190.1	195.9	196.1	195.7	194.0

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在中津川市の水道事業は1上水道事業、2簡易水道事業、4飲料水供給事業で運営しており、今後簡易水道事業等の未普及地域の整備や国庫補助事業の整備を行い、資産整理、配水管台帳等整備が整い、料金調整を段階的に行った後平成28年度を目途に上水道事業に統合する予定である。